

公衆浴場法施行細則及び奈良県旅館業の業務の適正な運営の確保等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月三十一日

奈良県知事 山下 真

奈良県規則第五十七号

公衆浴場法施行細則及び奈良県旅館業の業務の適正な運営の確保等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(公衆浴場法施行細則の一部改正)

第一条 公衆浴場法施行細則(昭和六十一年六月奈良県規則第六号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項第一号の表の三中「大腸菌群(グラム陰性の無芽胞性の桿菌であつて、乳糖を分解して、酸とガスを形成する全ての好気性又は通性嫌気性の菌をいう。)」を「大腸菌」に改める。

(奈良県旅館業の業務の適正な運営の確保等に関する条例施行規則の一部改正)

第二条 奈良県旅館業の業務の適正な運営の確保等に関する条例施行規則(昭和五十八年十月奈良県規則第二十号)の一部を次のように改正する。

第八条第一項第二号中「大腸菌群、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、塩素イオン、有機物等並びに水素イオン濃度値」を「大腸菌、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、塩化物イオン、全有機炭素の量並びにpH値」に改め、同条第二項第一号の表の三中「大腸菌群(グラム陰性の無芽胞性の桿菌であつて、乳糖を分解して、酸とガスを形成する全ての好気性又は通性嫌気性の菌をいう。)」を「大腸菌」に改める。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。